

駒止湿原及び湿原周辺での スノーモービルの走行はできません！



平成 16 年 4 月 26 日に国指定天然記念物「駒止湿原」の指定地内でスノーモービルが走行した跡が発見され、湿原保護のために植樹をしたブナの苗木がなぎ倒されるなどの被害が確認されました。この問題は、各マスコミなどで報道され大きな問題となり、警察で捜査が行われました。

指定地内で、立ち木等の植物を破損する行為は、文化財保護法違反となります。そのため、駒止湿原全域でスノーモービルの乗り入れは禁止しておりますので、ご注意ください。